埼玉大学国際交流会館レジデント・アシスタント募集要項

1 趣旨

埼玉大学国際交流会館に、レジデント・アシスタント(以下「RA」という)として主に学生を入居させ、居住する外国人留学生・研究者(以下「外国人留学生等」という)への支援及び活動を通して、外国人留学生等が円滑な日常生活を送り、また、国際交流会館における国際交流に寄与することを目的とする。

2 応募資格

以下の条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 外国人留学生等への支援活動及び国際交流事業に関心のある者
- (2) 日本語及び英語等での基礎的コミュニケーションが可能である者
- (3) 学部又は大学院の正規課程に在籍する者(休学者を除く)
- (4) 在学年限が残り 1 年以上ある者(留学等の事由により留年する者や来年度に埼玉大学大学院に進 学予定である者を含む)

3 RA の業務内容

- (1) 生活支援等の補助
- (2) 国際交流活動の補助
- (3) 災害時及び緊急時の対応
- (4) その他国際室が特に必要と認めた業務

具体的な内容は、別紙「埼玉大学国際交流会館レジデント・アシスタントの主な業務」に記載しています。

4 入居場所

埼玉大学国際交流会館(住所:〒338-8571 埼玉県さいたま市桜区下大久保 645) RA は、単身室に住むことになります。

入居する居室は採用者決定後に国際室が割り当てます。入居する居室を申請者が選択することはできませんので、ご了承ください。

5 入居時期

2020月9月(入居日応相談)

なお、当初の入居許可期間は 2021 年 8 月までですが、RA としての業務履行状況などを評価のうえ、 2022 年 8 月まで原則 2 年間入居可能期間を伸ばすことがあります。

6 寄宿料等

寄宿料等は埼玉大学国際交流会館規則に定める額とします。(留学生と同額) 2020年7月1日現在の寄宿料等は以下の通りです。

項目	1号館・2号館・3号館
(1)寄宿料(月額)	12,000 円
(2)管理費(月額)	10,500 円
(3)保証金(累計)	60,000 円
(4)清掃費(退居時)	24,200~28,270 円
(5) 光熱水料・電話料(月額)	使用量に応じて実費

保証金は、入居後最初の5カ月間において、5回の分割払い(12,000円×5回)となります。保証金は、退去時に清算のうえ残額を返金します。

金額は経済動向等により改定されることがありますのでご留意願います。

7 募集人数

若干名

8 募集説明会

2020年7月29日(水) 12時30分~13時00分 Zoomにて

参加希望者は 7 月 28 日(火) 12 時 30 分までに <u>ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp</u> あてに件名を「RA 募集説明会参加希望(学籍番号 名前)」としてメールを送って下さい。 ミーティング URL をお知らせします。

9 募集期間

2020年7月29日(水)~2020年8月6日(木)16時45分

10 提出書類

レジデント・アシスタント申請書(HP からダウンロード願います。)ワード入力

11 提出先

ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp あてにメール添付で提出 件名を「RA 応募 (学籍番号 名前)」とすること。

12 選考方法

次の選考基準により書類及び面接により選考します。

面接は8月11日(火)、8月12日(水)を予定しており、申請書に記載いただくご都合のつかない時間帯をもとに調整のうえ、8月7日(金)までに日時を連絡いたします。

(選考基準)

- (1) RA 業務を行うための時間的な余裕のある者。
- (2) 国際交流会館の業務を遂行する意欲のある者。
- (3) 外国人留学生等との交流を積極的に行う意欲のある者。

13 その他

- ・RAとして1年以上居住した者に修了証を交付します。
- ・RA としての入居条件以外については、「国立大学法人埼玉大学国際交流会館規則」等関係規則に準拠します。

・留学生が RA となった場合の入居許可期間は、一般の留学生の入居許可期間を考慮し、最長でも 1 年とします。

【本件問い合わせ先】

担 当:国際室 南 TEL : 048-858-3011

E-mail: ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp

埼玉大学国際交流会館レジデント・アシスタントの主な業務

埼玉大学国際交流会館レジデント・アシスタント(以下「RA」という。)としての主な活動内容は次のとおりとする。

【1】生活支援等の補助

- (1) 国際交流会館居住者からの相談対応
- (2) 共用施設・設備の衛生維持の呼びかけ
- (3) 交通安全・防災等の安全に対する呼びかけ
- (4) 他の入居者の生活を妨げる行為を行う者に対する指導・助言
- (5) 新入居者への居室使用方法の説明等

【2】国際交流活動の補助

- (1) RA が主体的に実施する国際交流イベントの企画・運営
- (2) 埼玉大学が実施する国際交流イベント等への参加・協力
- (3) 国際交流会館居住者又は在学する外国人留学生の参加する自主的な活動への協力
- (4) 外部団体等との交流プログラム等への参加・協力

【3】災害時及び緊急時の対応

- (1) 火災、地震、病気、けがなどの事故発生時の対応
- (2) 国際室(夜間にあっては夜間警備担当者)との連携
- (3) 防災訓練、交通安全講習会などの参加・協力

【4】その他国際室が特に必要と認めた業務

(例) 入居・退去時のオリエンテーションの実施 退去手続き及び居室点検補助

※生活支援にかかる居住者の担当人数

各 RA は自分の居住する建物(1 号館~3 号館)に居住する留学生を 20 名程度担当することとなるが、帰省等により長期の不在がある場合は、RA 内で連携・協力のうえ対応する。